



「あおい運転とは・・・」

道路交通法上の定義ではありませんが、一般的に前方を走行する車に対して進路を譲るよう強要する行為であります。

具体的な行為として、相手の車に執拗につきまとい、幅寄せや割り込みなど危険な行為を繰り返す行為をいいますが、このような行為は重大な交通事故に繋がる恐れがあるほか、他の暴力事件に発展する危険性がありますので、

絶対にやめて下さい!!



あおい運転をするとどのような罪になるの？

法律	違反事項	罰条	内容	罰則		
				法定刑	点数	反則金
刑法	暴行罪	第208条	暴行を加えた者が人の傷害に至らなかったとき	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金		
道路交通法	車間距離不保持	第26条	前車が急に停止しても追突を避けることのできるため必要な車間を保持しないこと	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	高速 2点 一般道 1点	高速 9,000円(普通車) 一般道 6,000円(普通車)
	急ブレーキ禁止違反	第24条	危険防止のためやむを得ない場合を除き、急ブレーキをかけること	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	2点	7,000円(普通車)
	進路変更禁止違反	第26条の2第2項	後車のある時に、その妨害となるような方法で進路変更すること	5万円以下の罰金	1点	6,000円(普通車)
	追越し違反	第28条第1項	車両の左側を追い越すこと	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	2点	7,000円(普通車)
	減光等義務違反	第52条第2項	車両が他の車両とすれ違う場合、又は直後を進行する場合で他の車両の妨げになるおそれのある場合に灯火を消し、灯火の光度を減ずる等の操作をしない	5万円以下の罰金	1点	6,000円(普通車)
	警音器使用制限違反	第54条第2項	法令の規定により警音器を鳴らさなければならない場合以外で警音器を鳴らす	2万円以下の罰金	なし	3,000円(普通車)
	安全運転義務違反	第70条	車両等のハンドル・ブレーキその他の装置を確実にしないこと、又は、道路交通及び当該車両の状況に応じて、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しないこと	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	2点	9,000円(普通車)

※ 他の交通違反にも抵触する場合があります。絶対にやめて下さい。

もし「あおい運転」の行為を受けたら・・・

- 絶対に相手にせず**安全な場所に停止**するとともに、直ちに**110番通報**して下さい。
- 警察官が来るまで**車から出ない**ようにして下さい。
- 車のナンバー**などが分かる場合は**記録**しましょう!!
- ドライブレコーダー**や**スマートフォン**の**カメラ**等を有効に活用して下さい。

